

会報 <第463号>

次代を築くヒューマン・ネットワーク
一般社団法人兵庫県建築会



令和6年8月1日

目 次

I 第521回月例会

「1000年に一度の津波対策完了」～神戸市の高潮・津波対策～

神戸市港湾局長 露口 伸二 氏 . . . 2~5頁

II 特別寄稿

「令和6年度の兵庫県の住宅・建築関係主要施策」

兵庫県まちづくり部次長 近都 学 氏 . . . 6~9頁

III お知らせ 行事予定、編集後記 . . . 10頁

IV 広報コーナー 兵庫県住宅再建共済制度 . . . 11頁



I 第521回月例会

「1000年に一度の津波対策完了」～神戸市の高潮・津波対策～

神戸市港湾局部長 露口 伸二 氏



【会長挨拶】



会員の皆さん、こんにちは。兵庫県建築会7月度例会に多数ご参加いただき有難うございます。また、本日は、神戸市の地域防災に貢献されている神戸市測量設計協力会から内田会長始め幹部の方にご出席いただいております。

今年は例年より遅い梅雨入りでしたが、前半は大雨が続き梅雨独特の蒸し暑い日々が続き、その後は全国各地で梅雨明けとも思われる35度を超す猛暑、酷暑でありました。今週は梅雨空に戻り、うつとうしい日々が続いております。寝苦しく体調管理が難しい時期ではありますが、くれぐれも健康に留意してお過ごしください。

さて、元日には最大震度7の能登半島地震が起こりました。独特の地形が災いし、半年がたった現在も災害対応に苦闘していると言われています。我々が被災した阪神淡路大震災では、神戸市の港湾施設に甚大な被害が生じました。その後も集中豪雨時には、沿岸地域は高潮による大きな被害が生じました。本日の月例会では、「1000年に一度の津波対策完了～神戸市の高潮・津波対策～」について、大変お忙しい中、神戸市港湾局部長（工務・防災担当）露口伸二様より神戸市の取り組みについてご講演をして頂き、新しい技術とその効果について学びたいと思います。

当会では、阪神淡路大震災から来年1月17日で30年の節目を迎えるにあたり、今年度の月例会並びに見学視察会は、防災に因んだ事業を多く企画しています。本日もその一環であり、意義あることと考えています。そして、会員の多数は阪神淡路大震災を経験し、その後の復旧復興に大変ご尽力された方々であります。その経験の上に、新しい技術や知識を学び、会員がそれぞれのフィールドで防災についても活躍することが重要と考えています。また、今月の事業推進委員会では、兵庫県危機管理部災害対策課長より「能登半島地震の現地対応」についてお聞きする機会を設けています。被災された皆様の一日も早い復旧復興を応援したいと考えています。委員以外でも報告を聞きたいと思われる方は事務局までお申し出ください。

最後になりますが、梅雨末期の集中豪雨やゲリラ豪雨での土砂災害や、河川氾濫が発生する時期になります。本日の講演で個人でもできる重要な行動も学び、職場や家族に伝え、災害から身を守るための準備に役立てて頂ければ幸いです。

それでは、露口部長様、ご講演宜しくお願ひ致します。



(会場風景)

【講演】



私は平成 5 年に神戸市に奉職しましたが、現在は港湾局で工務課と海岸防災課を所管し、防災・工事関係の仕事をしています。

最近では、ポートタワーの耐震工事、ハーバーハイウェイの ETC 工事を行いました。現在は建築関係では主にウォーターフロントの再開発に関する取り壊し工事が多い状況です。

本日は 1000 年に一度の津波対策が 2023 年に完了しましたので高潮対策も含めてご説明させていただきます。

高潮や津波対策の一環として設けているものが海岸保全施設です。

具体的には、高潮、津波から守る施設としての防潮堤や防潮鉄扉、潮が上がってきたときに雨水の排水ができないための対策として、水門、ポンプ場（ポンプ施設）です。



(神戸市の海岸保全施設)

これまでの高潮の被害としては、古くは 1964 年の台風により 4000 戸もの家屋が浸水しました。2004 年には 4 度もの台風により国道 2 号線が冠水したりしています。2015 年には、高潮対策が完了したものの、2018 年の台風 21 号により港湾エリアで大きな被害を受けました。現在、再度災害防止対策を進めているところです。

神戸市ではこのような状況下で 2011 年の東日本大震災を契機に 1000 年に一度の津波に対する「減災」という考え方を導入し、神戸市独自の対

策に取り組みとして、2023 年には津波対策が完了しました。

記録に残る神戸港における最高潮位は 2018 年の台風 21 号の時で、2.33 メートルです。1961 年の第二室戸台風の時が 2.3 メートルなので、2018 年の時の潮位の高さに驚かされます。

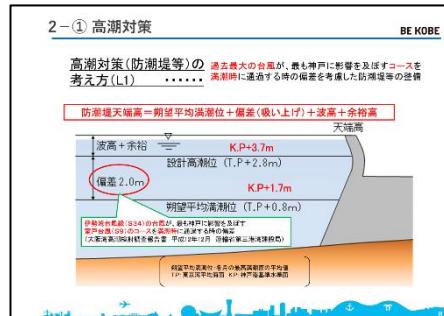
具体的な高潮・津波対策について、もう少し説明を付け加えます。『2015 年に 100 年に一度の高潮対策が一旦完了した』と申し上げましたが、その時の設計高潮の高さが T.P.2.8m で、100 年に一度の津波対策で必要な高さが T.P.2.5m でしたので、100 年に一度の高潮対策が完了した段階で、100 年に一度の津波対策も完了したということです。

次に、東日本大震災が発生し、その状況をみて 1000 年に一度の津波のデータの見直しを行ったところ、一番高い水位が中央区の 3.9m でした。これに対し、神戸市では、1000 年に一度の津波対策について独自対策を進めてきました。

最後、500 年から 4000 年に一度の高潮です。非常に確率が低いですが、一度起きたら非常に大きな被害が発生する予測については、東灘区で 5 m、その他の区でも 4 m 以上になることが判明しました。さすがに防潮堤をかさ上げすることは現実的ではなく、ハード整備だけでなく、避難などのソフト対策を行い、総合的な施策として進めることとしました。このことは、後でご紹介する「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」に沿ったものとなっていきます。

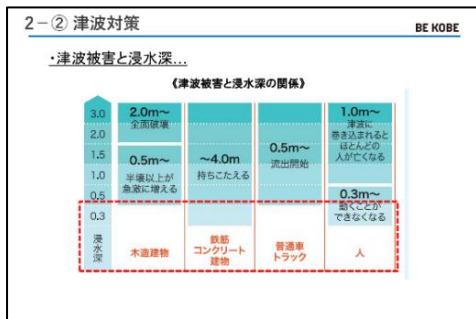
高潮とは、台風や発達した低気圧の接近に伴い、潮位が異常に上昇する現象です。潮位とは基準面から図った海面の高さをいいます。高潮の主な要因としては、①気圧の低下により海面が吸い上げられるため、②風（吹き寄せ）により海面が上昇するため、と考えられます。

そのため、高潮対策は、過去最大の台風が神戸市に影響を及ぼすコースを満潮時に通過するという場合を想定し、さらに波高、余裕高さなどの諸要素を加味し、防潮堤の高さを設定して整備を行いました。

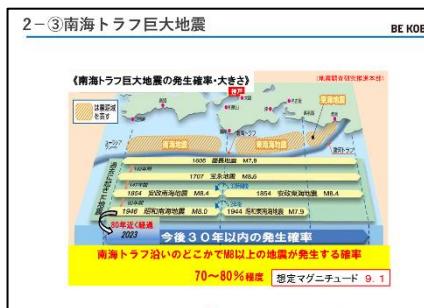


津波とは、大規模な地震により震源に近い海底に上下方向のずれ（断層）が現れ、それにより海面の盛り上がりや落ち込みによる波のことをいいます。

津波の速さは、水深が深いほどその速度は早く、例えば水深5,000mの場合、時速800kmと飛行機並みのスピードで津波がやってきます。大量の海水が巨大な塊として押し寄せるため、津波高が0.5mを超えると木造家屋に大きな被害が出始めます。



具体的な津波対策は、今後30年で70~80%の確率で発生するといわれる南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波をモデルとして、対策を実施しています。



その想定では、津波の一番早い到達地点は垂水区で83分、一番高い津波水位は中央区の3.9mとなっています。



最後に、『新たなステージに対応した防災・減災のあり方（概要）』について説明させていただきます。

国土交通省のホームページには『比較的発生頻度の高い降雨等に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超える降雨等に対しては、ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要である。』と書かれています。これはある程度の被害は許容して、人命を守り壊滅的な被害を出さないようにしようという国的基本的な考え方を示したものです。

そのため防災・減災のありかたは新たなステージに入っているといえます。

「命を守る」ということでは、最大クラスの洪水、高潮等に関する浸水想定、ハザードマップの作成などを行い、様々な機会を通じて情報を提供し、災害リスクの認知度を上げることが重要です。

また個人レベルにおいてもそのリスクを認識し、心構えの醸成と知識の充実が大切だと思われます。

このように行政が担うべき部分は当然行政が責任をもって行うべきものですが、個々人の認識、そして命を守る行動が重要であり、両者が連動することが必要です。

「社会経済の壊滅的な被害を回避する」としては、最悪の事態を想定し、それを共有することが重要であり、さらに団体、個人を問わず各主体が事前の備えを行い、それぞれの立場で災害リスクの軽減を図ることが大切です。

このような考え方のもと、水防法や津波地域づくりに関する法律により義務化された高潮浸水想定区域図や津波浸水想定図が公表されています。

高潮浸水想定区域図は、500年から4000年について一度の最大規模の高潮によるものでJR付近から南側はほとんど浸水する想定になっています。これではもうハードでは対応しきれない高潮です。そのため、先程述べました、新たなステージの認識の考え方、ソフト対策に重点を置き対応すること、高潮ハザードマップを公表し、自らが避難するということです。神戸市では4月にハザードマップを公表しました。

津波対策については、新たなステージの認識の考え方では、「住民等の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせて、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立を目指す」多重防護の形で対応することとなります。神戸市では独自の対策、ハード対策を2023年3月に

完了しています。

具体的なハード面での改良としては、防潮堤の嵩上げ、防潮堤の洗堀防止のためのコンクリートによる補強、防潮堤に隙間が出来ないように目地のところの壁厚の増強などを行いました。

また、神戸市独自の対策としてタブレットの操作で防潮扉を遠隔操作により閉めることが出来るようなシステムを構築しています。

このような対策により、2014年に兵庫県が作成した津波浸水エリアが大幅に減少しました。

しかし、これらの対策も一定の条件のもとに設定し、ハード、ソフトの整備を進めていますので、当然条件が崩れれば、状況はどうなるかは保証されるものではありません。また浸水想定図等の注意点としては、避難を中心とした対策を進めるためのものです

自然災害に対して、何事にも油断せず、災害では絶対の安全はないということを実感として持っていたり、情報を的確に入手されることをお願いしたいと思います。

【お礼 出野上 副会長】



本日は神戸市港湾局の露口部長様に神戸市の高潮、津波対策についてご講演をいただき、ありがとうございました。

海岸保全施設の整備状況による防災対策、そして安全確保状況についてご説明があり、これらをベースとして昨今進んでいるウォーターフロントのプロジェクトとの安全・安心の確保とさらなる魅力の創造につながっていると思います。

先日メリケンパークに行く機会がありましたが、ポートタワーのリニューアル、水族館、ポートミュージアム、また来年オープン予定のアリーナなど港湾施設と観光、商業、スポーツ施設が一体となった拠点づくりを進められていることを強く感じました。

また機会がありましたら、これらのグランドデザインについてもご講演いただければと思っております。

さて、厳しい暑さ、酷暑の季節が参りました。皆様方におかれましては、健康に十分留意されてご活躍いただきますようお願いします。

II 特別寄稿

『令和6年度の兵庫県の住宅・建築関係 主要施策』

兵庫県まちづくり部次長 近都 学 氏

兵庫県建築会の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本県の住宅・建築行政につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年度の住宅・建築関係の主要施策の概要について、新規・拡充したものを中心に紹介します。なお、一部の市町では利用できない補助制度などがありますので、詳しくは県・市町にお問い合わせいただかずか、HPを御覧ください。

本県では、「すべての人が自分らしく輝ける『住みたい』『訪れたい』ひょうご」を基本コンセプトとする「まちづくり基本方針」の普及啓発を図るとともに、「安全・安心」「魅力・挑戦」

「持続・循環」の3つのテーマの下、各種まちづくり施策を総合的に展開しています。

I 安全・安心

1 防災・減災のまちづくり

(1) 建築物の安全性の確保・適正な維持保全

安心して住宅の取得、建築物の利用ができるよう、土木事務所での審査等を行うとともに、指定確認検査機関等への指導・監督により建築確認等を適確に実施します。また、既存の建築物等の事故を未然に防止するため、定期報告制度を適確に実施するとともに、令和7年度からの定期報告の対象拡大について所有者等に周知します。

(2) 建築物の耐震化の促進

南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されている中、住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、兵庫県耐震改修促進計画(H28～R7)に基づき、令和7年度の耐震化率97%の目標達成に向けて、住宅・建築物の耐震化を促進します。

旧耐震基準の民間住宅の耐震化を進めるため、「簡易耐震診断推進事業」(耐震診断員の派遣)及び「ひょうご住まいの耐震化促進事業」(住宅の耐震改修や建替工事等への補助。R6から多雪区域の補助額を加算)を実施します。あわせて、就寝時に命を守る防災ベット等の設置に要する費用の一部を補助します。令和5年度からは、計画策

定と改修工事をセットで支援するメニューを追加しています。

(3) 宅地の防災の推進

危険な盛土等を規制するため新たに定められた宅地造成及び特定盛土等規制法(R5.5施行)への対応として、令和5年度に実施した基礎調査の結果を基に規制区域の指定作業を進め、令和7年4月の運用開始を目指します。

大規模盛土造成地については、引き続き、安全確認の必要な箇所の調査を実施します。

2 安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり

(1) 福祉のまちづくり

施設整備・管理運用に関して点検・助言を行う「チェック＆アドバイス」を実施します。

年齢や障害の有無等にかかわらず、様々な人が気兼ねなく旅行を楽しめる「ユニバーサルツーリズム」を推進するため、「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言を行った宿泊施設のバリアフリー改修を支援します。

(2) 公共交通のバリアフリー化

① 鉄道駅者のバリアフリー化

平均乗降客数3千人/日以上のバリアフリー化が完了したため、今後は3千人/日未満の駅舎に支援をしていきます。

【R6の主な事業箇所】

JR(武田駅、京口駅)、阪神(住吉駅)、
山陽(霞ヶ丘駅、飾磨駅、藤江駅)

② ノンステップバス等の導入

ノンステップバス等の導入を進めるため、車両購入費を支援します。

3 安心して暮らせる住まいづくり

(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進

「兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」(H30～R7)に基づき、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するとともに、登録住宅

(要配慮者専用の住宅に限る)については、低額所得者の家賃低廉化等に対し支援を行います。また、県・市町・民間団体で構成する「ひょうご住まいづくり協議会」による、登録住宅の情報発信、居住支援を行う団体の育成、相談窓口の設置など住宅確保要配慮者の円滑入居等を図ります。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の供給の促進

「兵庫県高齢者居住安定確保計画」(R3～R12)

に基づき、バリアフリー構造等の審査を実施し、サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進します。また、入居開始後において、実態把握のために定期報告を求めるほか、必要に応じ福祉部と連携して立入検査を行い、安心して入居できる環境整備に努めます。

(3) 三世代同居対応改修工事推進事業の推進

家族の支え合いによる子育て環境を整備するため、三世代同居のための改修工事に支援をします。

4 県営住宅の適切な整備・管理の推進

(1) ひょうご県営住宅整備・管理計画の推進

県営住宅の運営方針・施策等を定めた「ひょうご県営住宅整備・管理計画」(R3～R12)に基づき、適切な整備・管理を推進します。

(2) 県営住宅の効果的・効率的な整備

計画的な建替等による耐震・バリアフリー化を推進します。また、民間ノウハウの活用、投資の呼び込みにより、公的不動産を有効活用し、まちのにぎわい創出等を図るため、青木団地（神戸市東灘区）において県営住宅初のPFI手法による建替事業を進めています。

【R6の建替予定団地】

- ・伊川谷住宅第2期
- ・西宮老松住宅
- ・明石大久保南住宅第3期
- ・洲本宇原住宅
- ・津名塩尾住宅第2期
- ・宝塚山本住宅第5期
- ・白川台住宅第2期



伊川谷住宅の建替イメージ

(3) 社会の動向に対応した県営住宅管理の推進

県営住宅において、子育て世帯優先入居枠を設定し、特定妊産婦やDV被害者のためのステップハウスを提供します。また、入居者の高齢化に対応した取組として、家賃と共に共益費の一括徴収による自治会役員の負担の軽減や集会所を活用したフレイル予防教室等を実施します。さらに、ウクライナ避難民や能登半島地震避難者に県営住宅を無料で提供します。

II 魅力・挑戦

1 個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり

(1) 地域特性を生かした都市計画の推進

「都市計画区域マスタープラン」に基づき、活力ある地域づくりを推進するとともに、播磨臨海地域道路等の基幹道路のほか、都市の骨格を形成する幹線街路等の都市計画を推進します。

(2) 市街化調整区域における計画的なまちづくりの推進

加西市における区域区分廃止についての決定、(仮称)ひょうご都市計画ビジョンの策定など、令和7年度の都市計画区域マスタープラン（区域区分を含む）の見直しに向けて着実に取り組みます。また、地区計画制度や特別指定区域制度の柔軟かつ効果的な運用に取り組むとともに、許可基準の拡充や開発審査会の手続の簡素化など更なる規制緩和を進めます。

(3) 適正な土地利用・土地取引の推進

適正な地価の形成に資する地価調査の実施や、宅地建物取引業を営む者に対する指導監督などにより、適正な土地利用、土地取引を推進します。

(4) 大規模集客施設の適正な立地

大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例や広域土地利用プログラムの運用を通じ、都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地を誘導する商業ゾーンを設定するなどにより、適正な立地を図ります。

(5) 市街地再開発事業の推進

駅周辺等の都市拠点における土地の高度利用と都市機能・居住機能の更新により、安全で快適な都市環境を創造するため、市街地再開発事業を推進します。

(6) 土地区画整理事業の推進

道路等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業を推進します。

(7) 優れた景観の創造・保全

優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成地区の修景助成や大規模建築物等の景観誘導を実施します。また、景観形成重点区域の指定や景観遺産の登録により、景観資源を活用した情報発信を取り組みます。また、屋外広告物条例による良好な広告景観の形成を推進します。

2 新たな価値を生む住まいづくり

(1) 兵庫県住生活基本計画の推進

「兵庫県住生活基本計画」(R3～R12)の目標である、①安全で安心な住生活の実現、②いきいきと自分らしく暮らせる住生活の実現、③地域と地球の持続性を高める住生活の実現を達成するため、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題や兵庫県独自の課題に対応した住宅政策を推進します。

(2) 子育て世帯への住宅施策の推進

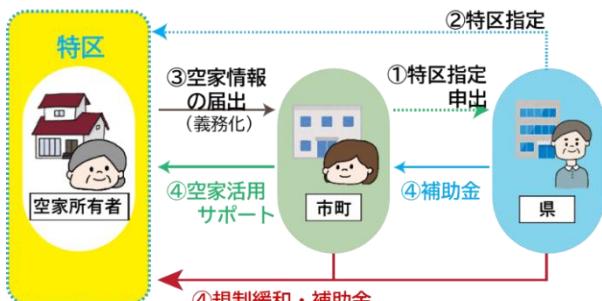
阪神間を中心にファミリー層の転入超過が続く一方で、住宅価格の高騰や子育て世帯のニーズに合った住宅の不足など様々な問題が顕在化しているため、県営住宅と民間住宅の両面から、安心して子育てができる住宅・住環境づくりを推進します。

【R6の主な取組】

(県営住宅)優先入居枠の拡充、奨学金返済者優先枠の新設、住戸のグレードアップ改修
(民間住宅)モデル地域での良質な住宅取得支援、県外から阪神間の民間賃貸住宅への住替支援

(3) 空き家・古民家の活用

今後一層の増加が見込まれる空き家に対し、空き家の発生予防・利活用・適正管理の3方向から総合的な施策を推進します。また、空家活用特区条例に基づく特区の指定を進め、規制緩和や補助率割り増し等により、空き家の流通・活用を促進します。



【R5末時点の指定済み空家活用特区】

- ・赤穂市坂越地区
- ・西脇市嶋地区
- ・加西市宇仁地区
- ・西脇市芳田地区
- ・播磨町上野添・北野添地区

また、既存ストックの有効活用、伝統的木造建築技術や町並み景観の維持、継承等を図るため、古民家再生促進支援事業により、古民家再生を支援します。

3 県立都市公園の利活用

(1) 公園のリノベーションの推進

県立都市公園施設の老朽化対策等に取り組むとともに、子どもの見守りのための環境整備や、休憩場等での無料Wi-Fiの設置(舞子公園、淡路島公園、尼崎の森中央緑地)などのDX化を推進します。また、大阪・関西万博に向け、夢舞台温室の機能強化に取り組むほか、淡路花博25周年記念として花みどりフェアを令和7年の春に開催し、国内外からの観光客を増加させる「ブースター機能」を担う取組を進めます。

(2) 県立都市公園のあり方検討の成果を展開

都市公園の自然環境保全や活性化のあり方について、地元住民や有識者など、幅広い関係者の意見を踏まえて検討したあり方検討会の成果を他の県立都市公園にも展開できるよう進めています。

III 持続・循環

1 住民主体の持続可能な地域経営

(1) オールドニュータウンの再生

明舞団地において住民主体のまちづくりを進めるため、「明舞団地まちづくり計画」に基づき、イベントの開催、学生シェアハウスの公募などの取組を実施します。

また、商業施設等の空き区画への新規出店等の支援を他の郊外型住宅団地でも実施(店舗賃借料、内装工事費等を市町等と共に支援)し、引き続きオールドニュータウンの再生に取り組みます。

(2) 人間サイズのまちづくり賞

安全・安心で魅力あるまちづくりに寄与する優れたまちなみや建築物及び優れた功績のあった団体等を「人間サイズのまちづくり賞」として顕彰し、県民の参画と協働によるまちづくりの普及・啓発を図ります。

【R5知事賞】

まちなみ 建築部門	NATURE STUDIO(神戸市) 武庫女ステーションキャンパス(西宮市) かこてらす・加古川市東消防署(加古川市) 川西市立総合医療センター(川西市)
まちづくり 活動部門	杭瀬地域まちなか再生協議会(尼崎市) (一社)宝塚まち遊び委員会(宝塚市)
花緑部門	(有)エヌエスグリーン (株)日本触媒特例子会社(姫路市) 熊谷哲・熊谷恵子(姫路市)

2 持続可能な住宅ストック等の形成

(1) マンション管理適正化の推進

「兵庫県マンション管理適正化推進計画」(R4～R13)に基づき、マンションの管理水準の維持向上と市場において管理状況が評価される環境整備を図るため、一定の基準を満たすマンション管理計画の認定やマンション管理組合役員の担い手不足の解消に向けた支援を行います。

(2) 住宅・建築物省エネ化の推進

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)の改正により、令和7年度から新築住宅・建築物の省エネ基準への適合が義務化される一方で、省エネ基準を満たしていない既存住宅・建築物の省エネ化を促進するため、「既存住宅・建築物省エネ化促進事業」により、省エネ基準やZEH・ZEB水準への改修等を支援します。

あわせて、県有施設では、太陽光発電設備の導入等による再生可能エネルギーの活用とLED照明器具の導入等による省エネルギー・省電力技術を組み合わせるなど、施設の環境負荷低減化をより一層推進します。

3 自然環境や生物多様性の保全

(1) 県民まちなみ緑化事業

都市環境の改善や防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用して、住民団体等が行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援します。特に「プランター緑化」などにより、公的空間でのシンボル性の高い緑化を推進します。

(2) 淡路景観園芸学校の魅力向上

「世界と交流」、「地域と協働」、「緑・景観・地域経営」をキーワードに、「ランドスケープの新潮流セミナー」の開催などによる地域創生などに取り組みます。

(3) 太陽光発電施設等の設置の適正化

防災・環境面を中心に全面的な見直しを行った「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」(太陽光条例)について、10月の施行に向け、許可制の導入、自然環境の基準、廃棄の責務など改正のポイントを事業者等に周知します。

(4) 緑豊かな地域環境の形成

緑豊かな地域環境の形成に関する条例により、周辺環境と調和した開発誘導を図るとともに、環境の保全と創造に関する条例による緑化基準の見直しにより、緑化の質の向上とCO₂排出削減に貢献する建築物を誘導します。

4 県有施設の整備

「災害から暮らしを守る施設づくり」、「地球環境保全に資する施設づくり」、「人にやさしい施設づくり」、「県有施設の有効活用の推進」の方針に基づき、県民に親しまれ、安全・安心で地球環境保全に対応した県有施設の整備を推進します。

生田警察署建替整備事業の設計に当たり、狭小敷地における高層建築物の現地建替整備事業を的確に計画するためには、高度な知識と技術力が求められることから、公募によるプロポーザルを実施します。

【R6の着手予定の主要工事】

【設計】生田警察署建替整備事業（神戸市）

【工事】東播磨地域特別支援学校整備事業（明石市）

※工事・設計等の発注予定については「入札情報サービス」に掲載しています。

<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>



【兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校(R5.10竣工)】

県立こやの里特別支援学校の児童生徒数が増加して過密化している状況を解消し、教育環境の改善を図るとともに、川西市北部・猪名川町の児童生徒の通学時間を短縮するために、川西市北部に特別支援学校を新たに整備しました。

フォロー・いいね！お願いします☆

○Twitter

ひょうごのまちづくり

@hyogo_machi

https://twitter.com/hyogo_machi



○Twitter

ひょうごの景観ビューポイント150選

@Hyogoview150

<https://twitter.com/hyogoview150>



III お知らせ

◎行事予定

1 月例会

日時：令和6年9月12日（木）
13：00～14：00
場所：神戸三宮東急REIホテル
内容：「サイバー空間の危険から
身を守るために」
～企業活動への脅威～
講師：兵庫県警察本部サイバー情報発信室
警部補 本田 英理 氏

2 令和6年度第3回理事会

日時：令和6年9月12日（木）
14：00～15：00
場所：神戸三宮東急REIホテル
内容：・令和6年度事業執行状況
・令和6年度予算執行状況
・その他

3 月例会

日時：令和6年10月10日（木）
12：00～14：00
場所：神戸三宮東急REIホテル
内容：「企業の海外進出について」
講師：JICA 兵庫

4 研修交流会

日時：令和6年11月28日（木）
場所：城山ゴルフ俱楽部

*諸般の事情で日程が変更になりました。

5 観察会（月例会併催）

日時：令和6年11月20日（水）
13：00～15：00
場所：三木市志染町（E-Isolation）
内容：実大免震試験設備による実験の見学

6 事業推進委員会

日時：令和6年12月12日（木）
17：00～19：00
場所：神戸元町 梅の花

7 令和7年新春交流会

日時：令和7年1月9日（木）
17：00～19：00
場所：神戸三宮東急REIホテル

◎編集後記

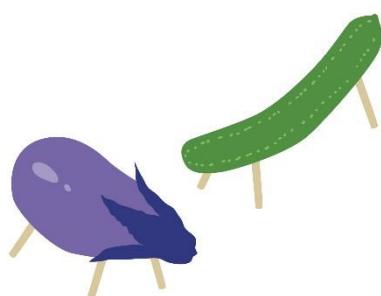
梅雨はやっと明けましたが、災害級といわれる酷暑が続いています。その酷暑の中でこれまた災害級ともいわれる局地的な大雨が各地で発生しています。

これも地球の温暖化が成せることなのかわかりませんが、日本人が持っている季節感とはかなり違った様相を見せていました。

地球の何十億年という歴史の中で、普通におこることなのか、それとも人為的な作用によるものなのか、不安に駆られながら考えてしまいます。

会員の皆さんには、ご自愛ください。

=====
事務局 : 吉本義幸、石井滝実子
電話 : 078-996-2851
FAX : 078-996-2852
Email : archit-k@axel.ocn.ne.jp
=====



安心をカタチに

兵庫県住宅再建共済制度 フェニックス共済



フェニックス
サポーター
はばたん

自然災害から守りたい「住まい」と「くらし」



今後、もしも！！

南海トラフ地震が発生したら

- ▶ 30年以内の発生確率 最大 80%！
- ▶ 県内の被害想定 全半壊 21.5万棟！

活断層地震が発生したら

- ▶ 油断できない「山崎断層帯」「上町断層帯」など

大型台風が直撃したら

豪雨による災害が発生したら

自然災害で被災した
住まいの再建に備えて 兵庫県が実施する共助のしくみ！

県内に住宅(戸建て・マンションなど)をお持ちの方に

住宅再建共済	一部損壊特約	家財再建共済
年額5,000円で 再建、補修時等に 最大600万円給付! ※半壊(損害割合20%)以上	年額500円で 補修時等に 25万円給付! ※損害割合10%以上20%未満	年額1,500円で 住宅とセット加入の場合 年額1,000円で 購入・修復時に 最大 50万円給付! ※床上浸水・半壊以上

※住宅の被害認定(損害割合)は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」によります。

- 地震・津波・豪雨・台風・地すべり・竜巻など、あらゆる自然災害による被害が対象です。
- 住宅の築年数や規模、構造等と関係なく、定額負担で定額給付です。
- 地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

お問い合わせ

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

コールセンター 078-362-9400(平日9:00~17:00)
FAX:078-362-4082

E-mail: jutakukyosaikin@pref.hyogo.lg.jp

フェニックス共済 *加入申込書はダウンロードできます*

「加入申込書付きパンフレット」は、県庁・
県民局・県民センター・市役所・町役場・
郵便局(簡易郵便局除く)にあります。

クレジットカードでのお支払いの方は、
インターネットからのご加入が便利です！

